

平成 30 年 6 月 25 日

「JTA ジュニア JPIN」の登録資格に関する埼玉県テニス協会の見解（補足）

埼玉県テニス協会

平成 30 年 6 月 13 日付けの掲載につき補足説明を記述します。

最も大きな問題点である、の県内ジュニア選手に大きな不公平（又は不利益）との点につき補足説明を致します。

現行ジュニアランキングは関東テニス協会の管理の下で行っており、特に関東ランキングポイントで進めています。

我々も昨年末までは「JTA ジュニア JPIN」による統一ランキングについては、関東テニス協会で一括管理されるものと思って約 2 年間近い検討期間で進めていました。

それが平成 29 年 12 月に関東テニス協会が急遽各都県テニス協会に委ねることに決定し、同時に日本テニス協会からは各都県テニス協会理事長宛に統一ランキングについて、「平成 30 年度施行して、平成 31 年度より実施する」旨の通達を受けました。そのため埼玉県テニス協会では日本テニス協会の通達の主旨を含め「JTA ジュニア JPIN 登録」作業を精力的に推進して現在に至っています。

本来は「JTA ジュニア JPIN」の管理は関東テニス協会が行うべきであったと思いますが、今となっては仕方のないことです。

統一ランキングとなった場合は、県ジュニア選手権大会が基本ポイントとなります。

県ジュニア 関東ジュニア 全国ジュニアへと進めることとなり、MUFG ジュニア・RSK・中牟田杯小学生大会及び JTA ランキング大会が付加され、大会に参加した上位 5 大会のポイント合計がその人の統一ランキングになります。

この県ジュニア選手権大会は、今まで関東ランキング及び都県予選会の結果により、各都県の出場枠が種々配慮された制度で各都県出場選手を決めているので、他県ジュニア選手が多数参加しても不公平性は少なかったが、今回の統一ランキングは県ジュニアポイントが主となるため不公平性は大きくなります。現在の関東ジュニアテニス選手権大会の選手選考基準（抜粋）シングルスを参考までに記述します。

各都県テニス協会が推薦する者 各クラス男女 3 名

各都県年齢別関東ランキング 1~40 位までの選手が所属する都県に分配し出場数を決定。

上記人数を個人名でなく、都県配分とする。

県推薦順位は県ジュニアの結果により決定するので、大会でのランキングによる出場権は無い。

特に埼玉県ジュニア選手権は他都県ジュニア選手の参加が多いため（約 10%、約 100 名程度）当県としては在住・在学の基準を設定しないと、その影響は極めて大きく埼玉県の選手にとっては不公平（不利益）を被ります。

代表選手を選出するのは、決められた基準で行うことが基本で最も一般的な考えであり、現在、埼玉県テニス協会が進めている在住・在学の基準は、全国的に考えた場合最も筋の通っていることと考えています。現行の関東テニス協会が進めている関東ランキングは、他地域はなく関東の特殊なことであり、いずれこれでも無くなることとなります。

又、現在関東テニス協会が公認しているジュニアオープン大会は、日本テニス協会と検討を行い、どのように反映させるかは今後の課題であります。

この点を早く進めるべきであると思います。

以上